

令和元年 9 月

## 令和2年度税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 晃

## 1. 消費税関連の課題

### 1) 軽減税率制度は将来的にゼロベースで見直すべき

幣協会は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから10%までは単一税率を維持すべきであり、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。2019年10月からの軽減税率制度の実施は決定し、食品流通業界は対応準備を粛々とすすめているが、制度の複雑さから導入時の混乱は避けられない状況にある。改めて業界として事務負担及びシステム改修負担が大きいことに加え、扱う品目も多く、より取引が複雑になることから軽減税率制度は将来的にゼロベースで見直すべきである。

### 2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の再考

当業界は、1)に記載の通り軽減税率対応も大きな負担となっているが、インボイス制度に対応するためには、更なる事務負担並びにシステム改修負担が生じる。令和5年10月までは区分記載請求書の交付義務はなく、対応しない中小零細企業も存在すると考えられる。当該企業において令和5年10月からインボイス対応ができると考え難い。

インボイス制度の場合、取引先が課税事業者か免税事業者の判断は、適格請求書の有無によってなされる。取引先が課税事業者から免税事業者になった場合、もしくは免税事業者から課税事業者になった場合、企業はマスター変更を適宜行うことは難しく、事後的に課税区分の修正に追われ、煩雑となる。したがって、インボイス制度の再考を求める。

### 3) 返還インボイスの廃止又は要件の緩和

当業界においては、返品や値引き、販売奨励金等全ての対価返還に一律で適格返還請求書の交付・保管を要求することは商慣行自体に影響を与え、多大なコストと労力が必要になる。したがって、返還インボイスの廃止又は要件を緩和していただきたい。

### 4) 軽減税率対策のための補助金等税制措置対応

中小企業等に対する軽減税率対策補助金は本年12月に期限を迎えるが、12月以降も軽減税率対策のためにシステム対応コストが発生する企業は多いと想定される。したがって、本年12月以降も同様の補助金制度等の税制措置をとっていただきたい。さらに、軽減税率のためのシステム対応コストは業種によって幅があることから、中小企業等に限定せず、業種による税制措置をとっていただきたい。

### 5) 仕入税額控除の計算方法の変更

国税庁のHP上、消費税のしくみについて「商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。」と記

載されている。現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が 95%未満」又は「課税売上高が 5 億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。個別対応方式・一括比例配分方式により仕入税額控除を計算する企業において、仮払消費税等は、課税売上割合が 100%でない限り、その全額を仮受消費税等から控除することはできない。消費税等は消費者が負担するという観点から仮払消費税等の全額控除を認めていただきたい。

#### **6) 事業者間取引についての経過措置の継続適用及び端数処理の四捨五入方式への統一**

総額表示義務の規定の適用を受けない事業者間取引においては、税抜価格を前提にした端数処理が認められており、事務負担の軽減に繋がっている。したがって、税抜価格を前提とした端数処理の特例（経過措置）の適用を継続していただきたい。

また、端数処理については、公正取引確保の観点から事業者間での不公平が生じないよう四捨五入方式へ統一していただきたい。

#### **7) 総額表示義務化の廃止**

転嫁対策特別措置法において、円滑かつ適正な転嫁や事業者の値札の変更等に係る事務負担軽減のための「外税表示」は、令和 3 年 3 月 31 日までと期限が決められている。期限後、総額表示が義務化されると、消費者に対して値上げした印象を与え、消費者の購入意欲を悪化させる懸念があること、また、事業者においては増税時に値札張替の対応を迫られることが想定される。したがって、総額表示の義務化を廃止していただきたい。

## **2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備**

### **1) 法人税及び消費税**

#### **①受取配当等の全額益金不算入**

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

#### **②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止**

法人が株式等を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除対象としていただきたい。

### ③収益認識に関する会計基準を踏まえた消費税法等の改正

収益認識に関する会計基準が平成 30 年に導入されたことを踏まえ、法人税法等では資産の販売等に係る収益に関する規定の改正が行われている。消費税法等では当会計基準に対応した改正は行われておらず、法人税における収益の認識と消費税における課税売上の認識のタイミングにずれが生じることになる。これは、消費税申告計算を非常に煩雑とし、事務効率を非常に悪化させるため、消費税法等を改正していただきたい。

### ④消費税の申告期限の延長

法人税の調整項目は消費税も一体であることも多いため、消費税の申告期限を法人税同様に延長できるようにしていただきたい。

### ⑤一括償却資産制度の廃止

実務負担が重い現行の制度を廃止し、当該資産の一括損金算入を可能としていただきたい。

### ⑥休止電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

### ⑦欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

欠損金繰越控除制度は、控除期間が 10 年間に制限されている。控除限度額についても、中小法人等を除き、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額とされている。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であるから、本来制限すべきではない。よって、繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限としていただきたい。

### ⑧大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。したがって、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

### ⑨組織再編税制の行為否認の廃止

組織再編税制における包括的租税回避行為の防止規定は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるとき」（法人税法 132 条の 2、法人税法 132 条の 3）とされており、その行為又は計算の否認ができることとなっている。納税者にとって、組織再編を行う際の判断は、法律に基づき行われるが、「法人税の負担を不当に減少させる」行為が明確になっていないため、行為否認を廃止していただきたい。

## 2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただきたい。

## 3) 地方税

### ①償却資産税の廃止もしくは法人税法との統一化

償却資産税は、償却資産を保有している企業に負担を求める制度である。企業の業種により償却資産の保有規模は異なり、償却資産を保有しない業種と償却資産を保有することで成り立つ業種とで税負担が異なり、課税の中立性の観点からは好ましいことではない。したがって、償却資産税は廃止していただきたい。

もしくは、事業者の事務負担軽減のため、法人税法の減価償却の計算方法との合致および申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。

### ②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

### ③事業所税の廃止

人口 30 万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税（資産割）は固定資産税にて、従業者に対する課税（従業者割）は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

## 4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

- ① e-Tax、eLTAX における全日 24 時間利用可能な体制の構築
- ② e-Tax、eLTAX、多国籍企業情報の報告コーナー（e-Tax）のポータル画面の統合
- ③ 地方税の申告書書式の統一並びに eLTAX の全自治体への導入

以上

# リードタイム延長化に伴う対応についてのお願いの件

事務局発 第 436 号

令和元年 9 月 吉日

小売業事業者団体様

一般社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 晃

## 食品メーカーのリードタイム延長化に伴う対応についてのお願いの件

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品流通業界を取り巻く環境は、人口減少と超高齢化社会を背景に競合の激化、消費税増税と軽減税率制度の導入、人手不足、働き方改革、コストの上昇など様々な課題に直面しております。特に物流環境は厳しい状況にあり、運べなくなる危機感が深刻化しております。そうした中で食品メーカー各位からトラックドライバーを確保し持続可能な物流を構築することを目的にリードタイムの延長化の要請が相次いでおります。こうした要請に対しまして我々加工食品卸は、個々に在庫の積み増しや倉出物流の増加対策などで対応を検討しておりますが、中間卸機能だけで対応していくにはおのずと限界があります。

つきましてはこうした要請は、サプライチェーン全体の課題とご理解いただき今後、小売業様と加工食品卸との間のリードタイムや配送回数などの物流与件を精査して物流の合理化に資する活動を行いたく、傘下の会員各社の皆様に対し、ご協力をいただきますよう貴協会に格別のご指導を賜りたく、お願い申し上げます。 謹白

事務局発 第 437 号

令和元年 9 月吉日

賛助会員企業 各位

リードタイム延長化に伴う対応についてのお願いの件

一般社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 晃

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品流通業界を取り巻く環境は、人口減少と超高齢化社会を背景に競合の激化、消費税増税と軽減税率制度の導入、人手不足、働き方改革、コストの上昇など様々な課題に直面しております。特に、物流環境は厳しい状況にあり、運べなくなる危機感が深刻化しております。

そうした中で一部の食品メーカー様よりトラックドライバーを確保し持続可能な物流を構築することを目的に、リードタイムの延長化のご要請をいただいております。こうしたご要請に対し我々加工食品卸は、個々に在庫の積み増しや倉出物流の増加対策などで対応を検討しておりますが、中間卸機能だけで対応していくにはおのずと限界があると考えております。小売業様からのタイトなリードタイムの中でかつ多品種小量物流が主流となっている加工食品物流の実態を考慮いたしますと、このご要請はきわめてインパクトある内容でございます。本来的にこうした内容のご要請はサプライチェーン全体で考えるべき課題と考え、弊協会として小売業様団体へリードタイムや配送回数などの物流与件を精査していただくなどの申し入れを行い、物流合理化に資する活動に対しご協力とご指導をいただく旨お願いをいたしておるところでございます。

つきましては製・配を担う企業として、相互に協力関係を構築し円滑な食品物流を維持するため、こうした我々の活動もご理解のうえ、具体的には ASN システム（事前出荷情報システム）の活用などを含め個々の事情等も充分鑑み相互に綿密なお打ち合わせをしていただけますよう賛助会員企業の皆様にお問い合わせ申し上げます。

謹白

# 加工食品物流におけるリードタイムの延長に関する意見書

—（公社）全日本トラック協会食料品部会—

令和元年 7月29日

（公社）全日本トラック協会 食料品部会  
部会長 坂本 隆志

## 加工食品物流におけるリードタイムの延長に関する意見書

### 1. 意見

多くの加工食品物流は、物流事業者が午後に出荷指図を受けて、翌日午前中に納品する運用となっており、ドライバー不足が深刻化するなか、夜間運転や、夜間の仕分け作業を前提とした運用がドライバーとなることを敬遠させ、ドライバー不足に拍車を掛けている。

加工食品に関わる各企業におかれては、ドライバーや仕分け作業員の労働環境の改善を図るための取組の一つとして、「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リスト「A-⑩リードタイムの延長」を自主行動宣言としてご検討頂きたい。

### 2. リードタイム延長（案）

現行 : 受注日の翌日納品

変更 : 受注日の翌々日納品

### 3. 理由

- 1) 働き方改革関連法案の施行を受けて、長時間労働や夜間作業を前提してきた物流事業者の労働環境の改善が喫緊の課題となっているが、現状の受注日の翌日納品を前提とした加工食品物流のリードタイムが要因の一つとして改善が進まない状況となっている。
- 2) また、加工食品物流の夜間の運転や仕分け作業は、ドライバーとなることを敬遠する理由の一つとなっていて、ドライバー不足が深刻化している。
- 3) リードタイムの延長は、納品先を確定して集車、配車調整することが可能となり、効率的な配車や運行計画を立てることで車両の削減につながる。
- 4) 事前に出荷作業要員の手配を組むことができ、適正な要員の確保、他センターからの応援が可能となることで、出発時間の遅れを回避し、倉庫員の作業時間の短縮が可能となる。

以上

# 既存品の消費税区分値修正に関するお願い

令和元年 10 月吉日

(一社)日本加工食品卸協会  
賛助会員企業各位

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 晃  
株式会社ジャパン・インフォレックス  
代表取締役社長 西田邦生  
(公印省略)

## 既存品の消費税区分値修正に関するお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日本加工食品卸協会(以下、日食協)並びにジャパン・インフォレックス(以下、JII)の業界標準化活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日食協賛助会員の皆様におかれましては、このたびの消費増税および軽減税率制度の導入に際し、JII が運営する業界商品データベース(FDB、Inforex)への消費税区分の修正登録にご協力いただき、誠にありがとうございました。税制改正直前に登録が集中するなど、一部に混乱もございましたが、おかげさまで流通全体に大きな支障をきたすことなく、10 月 1 日の税制改正当日を迎えることができました。その後も新商品については新区分値によるデータベースへの正確な登録が比較的順調に進んでいます。

しかしながら、既存品については依然として多くのアイテムで消費税区分が旧区分値のまま修正されておらず、卸各社からメーカー様への税率確認作業が続いている状況です。こうしたメーカー・卸双方の個別業務負担を抑制し、正しい消費税率に基づく商品流通と円滑な仕入税額控除につなげていくためにも、メーカー様におかれましては、既存品の消費税区分を速やかに新区分値に修正してくださいませよう、お願い申し上げます。

また、「終売」「卸売業との取引がない」などの理由により、新区分値への変更を必要としない登録済みアイテムにつきましては、データベースからの削除もしくは終売日付項目の登録をご検討くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

謹白

令和元年 10 月 吉日

FDB、Inforex 登録メーカー様 各位

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 晃  
株式会社ジャパン・インフォレックス  
代表取締役社長 西田邦生  
(公印省略)

### 既存品の消費税区分値修正に関するお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日本加工食品卸協会(以下、日食協)並びにジャパン・インフォレックス(以下、JII)の業界標準化活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、酒類・食品メーカー様におかれましては、このたびの消費増税および軽減税率制度の導入に際し、JII が運営する業界商品データベース(FDB、Inforex)への消費税区分の修正登録にご協力いただき、誠にありがとうございました。税制改正直前に登録が集中するなど、一部に混乱もございましたが、おかげさまで流通全体に大きな支障をきたすことなく、10 月 1 日の税制改正当日を迎えることができました。その後も新商品については新区分値によるデータベースへの正確な登録が比較的順調に進んでいます。

しかしながら、既存品については依然として多くのアイテムで消費税区分が旧区分値のまま修正されておらず、卸各社からメーカー様への税率確認作業が続いている状況です。こうしたメーカー・卸双方の個別業務負荷を抑制し、正しい消費税率に基づく商品流通と円滑な仕入税額控除につなげていくためにも、メーカー様におかれましては、下記 2 点に速やかにご対応くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

1. 既存品の消費税区分修正(新区分値への変更)
  2. 新区分値への変更を必要としない既存品(終売品、卸売業との取引がない商品等)の削除、または終売日付項目の登録
- ※ 10 月 25 日までにご対応ください。

以上

# 商品情報登録タイミングの早期化に関するお願いの件

令和元年 10 月 吉日

(一社)日本加工食品卸協会  
賛助会員企業各位

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 晃  
株式会社 ジャパン・インフォレックス  
代表取締役社長 西田邦生  
(公印省略)

## 商品情報登録タイミングの早期化に関するお願いの件

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日本加工食品卸協会並びにジャパン・インフォレックス(以下、JII)の業界標準化活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年々深刻化する労働力不足と働き方改革関連法の施行に伴う企業義務の拡大を背景に、食品製配販三層では生産性のさらなる向上と労働環境の再整備が喫緊の課題となっています。企業間取引においても全体最適の観点から従前の非効率的な業務フローを見直し、業界ぐるみで合理化・省力化に努めていく必要があります。

その一環として食品卸業界では 2006 年に業界商品情報共有基盤の JII を立ち上げ、メーカー・卸間の商品情報授受の効率化に継続的に取り組んで参りました。しかしながら、近年は小売業様からより早いタイミングでの商品情報提供を求められる場面も増えています。

メーカー様におかれましては、発売 1.5 か月前までの商品情報登録の基本ルールの徹底と可能な限りの早期登録にご協力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

謹白

# N-Torus見学研修会開催

— 8月29日・30日 —

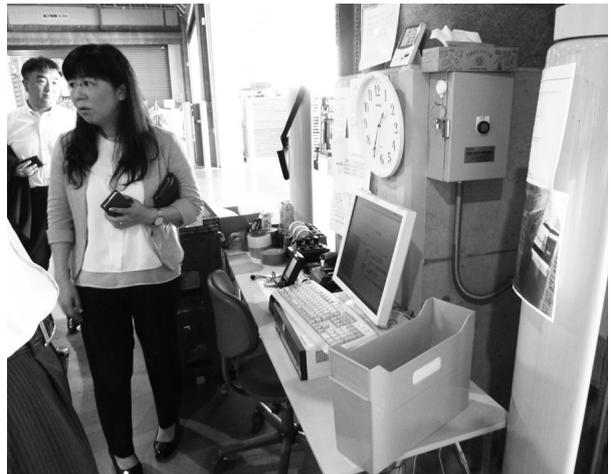
物流問題研究会は、8月29日と8月30日の両日伊藤忠食品（株）「三郷物流センター」で稼働しているN-Torus（日食協業界標準トラック入荷受付・予約システム）の見学研修会を開催した。この見学会には物流問題研究会企業のメンバーの他、地方からの参加企業も含め12社35名が参加した。また30日には農林水産省食品流通課の福井課長様はじめ4名が視察された。伊藤忠食品ではドライバーの過剰な業務負担となっている待機時間の削減を推進するため日食協が開発したN-Torusを今年の3月に「船橋物流センター」に導入したのを皮切りにシステム導入を順次拡大している。「船橋物流センター」では従来手書きで管理していた受付簿の電子化を実施していたが、「三郷物流センター」では車輛入構時刻の事前予約への機能拡大を進めフルバージョンで稼働している。これにより加工食品物流の大きな課題となっていたトラックの順番待ちによる渋滞緩和、ドライバーの待機時間の短縮に取り組んでいる。「三郷物流センター」の運営管理をしている新日本流通サービス（株）の池内直也部長は「このシステムは物流拠点運営にはかかせない存在になっており、トラックドライバーにも操作がしやすく大変好評」と解説された。

日食協ではN-Torusの普及拡大を目指し、伊藤忠食品（株）とシステム開発を担当した富士通（株）の全面的協力をいただき「船橋物流センター」と「三郷物流センター」での稼働状況を動画に収録し今後支部の研修会等で活用する予定。

## N-Torus見学



入荷受付システム見学



予約システム見学

# パインアップル缶詰 令和元年度「開缶研究会」開催

— 9月26日 —

(一社) 日本パインアップル缶詰協会は9月26日(木)、東京消防庁スクワール麹町で令和元年度の開缶研究会を開催、会員ら約120名が出席した。国産(沖縄)5缶、輸入缶28缶の計33缶が出品され、参加者が香味・色沢・肉質・形態・その他の5項目について25点満点(各項目)で品評した。(独)農林水産消費安全技術センター、(一財)食品環境検査協会の専門家が表示検査・計量検査を行い、今回も問題がなかったことを報告した。品評結果の平均点は17.15(昨年17.45)。うち、国産は17.26(昨年17.94)、輸入品17.13(昨年17.44)。輸入品のうちタイ産(8缶)は平均17.31、フィリピン産(9缶)は平均17.47、インドネシア産(9缶)は16.74、マレーシア産(2缶)は平均16.60となった。続いて懇親会を行い、冒頭の挨拶で柘植茂晃専務理事は開缶研究会の主旨について述べ「開缶研究会は昭和35年から始まり60年を迎えた。昭和35年は高度経済成長が始まった年だが沖縄は米国の占領下であり、(戦前はパイン缶は台湾でメイドイン・ジャパンとして作られていた。)パインの栽培は最初、石垣島で作り始められ、その後沖縄本島の嵐山でパインの栽培が本格的に始まった。その後急速に増えて昭和35年時には2,700haと今の5倍の面積で栽培され、生産量は3万tと今の4倍獲れていた。ピーク時には6,000ha、生産量10万t、パイン工場も22あり、70万ケースと今の20倍の規模があった。急速に増えたことで当時は品質などが悪く、品質の高い輸入品に追いつこうという目的で開缶研究会は始まった。ここ10年は輸入品の平均より国産の方が品評結果が高い」と挨拶した。会場には、第30回パイン缶詰料理コンテストの応募作品480点から選ばれた最優秀賞「パインのビジソワーズ」をはじめ受賞4作品を試食紹介した。



開缶研究会 会場

# 第46回異業種交流会開催

— 10月10日 —

第46回異業種交流会が10月10日（木）午後3時より今回の当番幹事団体である全国菓子卸商業組合連合会のある東京菓子会館会議室で開催された。全菓商連の専務理事酒井宏通氏の司会進行で始まり、各団体から提出された議題や報告事項について質疑が行われ、最後に全菓商連から提議された2020年五輪開催時の物流体制と企業活動について東京都オリンピック・パラリンピック準備局の大会施設部輸送課から「東京2020大会輸送と企業活動との両立に向けて」と題して報告がなされた。

## 各団体から提出された議題内容

- ・（一社）日本加工食品卸協会
  - ①消費増税と軽減税率制度対応状況
  - ②メーカーの納品リードタイム延長化に伴う対応について
- ・（一社）日本医薬品卸売業連合会
  - ①JGSP（JAPANES GOOD SUPPLYING PRACTISE）GDP国際整合化対応版について
- ・東京医療用品卸商協同組合
  - ①消費増税に伴う対応について
  - ②2020年五輪開催時の物流と勤務体制について
  - ③自然災害時の出勤形態と連絡方法
- ・全国米穀販売事業共済協同組合
  - ①消費軽減税率制度について
  - ②米港の物流合理化について
- ・全国化粧品日用品卸連合会
  - ①サプリコ、その独創的ビジネスモデルについて
  - ②流通懇談会の開催内容について
  - ③自動水呑器（ワンタッチ栓開閉）ハジーボトルについて
  - ④卸研フォーラムについて（11月5日開催）
- ・全国菓子卸商業組合連合会
  - ①全菓卸商連活動のキャンペーン・イベントの紹介
  - ②2020年五輪開催時の物流体制と企業活動について

次回開催は、令和2年2月13日（木）当番幹事は、（一社）日本医薬品卸業連合会